

- I. 課題設定型産業技術開発費助成事業の概要
- II. 交付申請に関する事務手続
- III. 事業内容の変更に関する事務手続
- IV. 経費処理について

V. 機械装置等費

- 1. 機械装置等費の細目 P. 40
- 2. 助成先自身で工事等を行う場合 P. 44

- VI. 労務費
- VII. その他経費
- VIII. 委託費・共同研究費
- IX. 検査
- X. 助成金の支払
- X I. 研究成果の発信
- X II. プロジェクトマネジメントシステムの概要とユーザー登録
- X III. 助成事業終了後の手続等
- X IV. 記載例・参考例
- X V. 交付規程
- X VI. 様式

1. 機械装置等費の細目

(1) 機械装置等費の細目

< 基本的な考え方 >

1. 土木・建築工事費(土地の取得費を除く) ① プラント等の建設に必要な土木工事および運転管理棟等の建築工事費 ② 付帯する電気工事等に要した労務費、材料費、旅費、消耗品費、光熱水費、仮設備費およびその他の経費 ③ 上記①、②の外注費
2. 機械装置等製作・購入費 ① 研究の遂行に必要な機器・設備類の購入費、関連する営繕工事費および試運転、据付に要した費用 ② 研究の遂行に必要な機器・設備類の設計、製造、加工等に要した費用および加工等に必要な機器類の借上に要した費用 ③ 機器・設備類に組み込まれ、または付属し、一体として機能をするソフトウェアの設計・製造に要した費用 ④ 上記①～③の外注費
3. 保守・改造修理費 ① 保守費 当該NEDO事業に使用するために助成費用で購入した装置、および過去委託費で購入し、当該助成事業に使用するため貸与されている装置の保守(法定点検、定期点検および日常のメンテナンスにより、機能の維持管理等を行うこと)を必要とした場合における労務費、旅費、消耗品費およびその他の必要な経費 ② 改造修理費 当該NEDO事業に使用するために、装置等の改造(主として機能を高め、または耐久性を増すための資本的支出)、修理(主として、原状を回復する場合)を必要とした場合における労務費、旅費、消耗品費およびその他の必要な経費 ③ 上記①、②の外注費

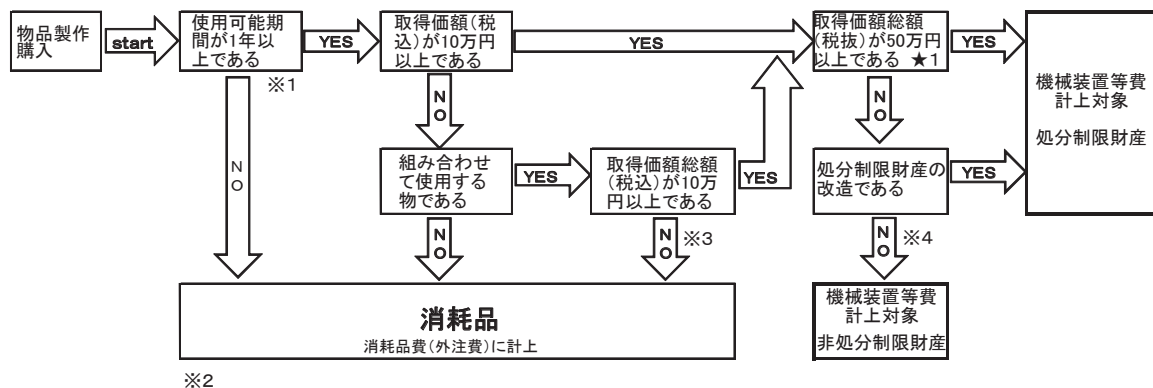
(2) 機械装置等に係る外注については、必要性および金額の妥当性を明確にしてください(検査時に仕様が明確かどうかを確認します)。助成事業の本質的な部分(研究開発要素のある業務)を外注することはできませんので、外注する内容については、十分検討してください。

(3) 地方自治体の承認が必要な建築工事は、必ず承認を受けてください。

(4) 械装置等製作・購入費の留意点

①機械装置等の製作・購入については、「取得価額が10万円以上(消費税込)、かつ使用可能期間(法定耐用年数)が1年以上のもの」は「機械装置等製作・購入費」に、それ以外、「取得価額が10万円未満、または使用可能期間が1年未満のもの」は「Ⅲ. その他経費1. 消耗品費」に計上します。
 研究開発資産と消耗品等との区分は次のチャートを参考にして区分してください。

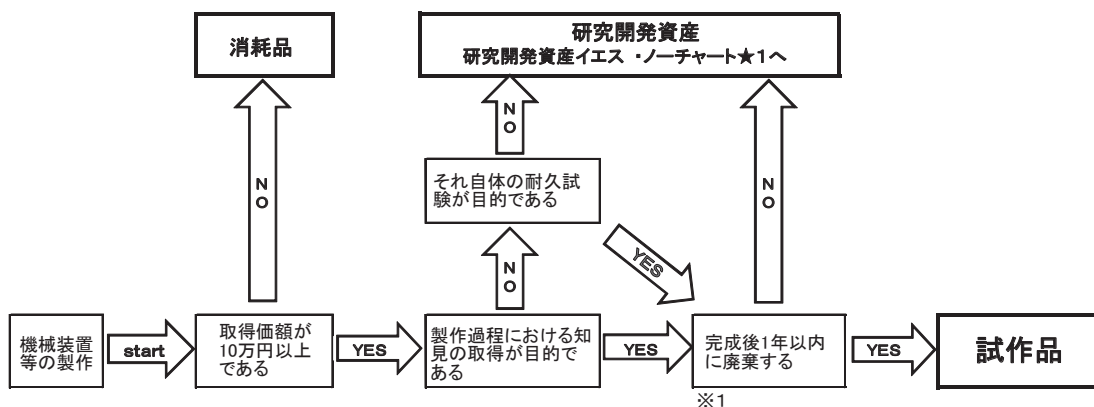
研究開発資産YES・NOチャート



- ※1:使用可能期間とは、使用に耐える期間で、原則、法定耐用年数をいいます。NEDO事業において使用する期間ではありません。
- ※2:使用可能期間(耐用年数)が1年未満、または取得価額が10万円未満のものは、原則消耗品となりますので、経費は取得方法に応じて、消耗品費、または外注費に計上してください。
- ※3:個々の取得価額は10万円未満でも、組み合わせて使用するもので、総額が10万円以上になるものは一式として機械装置等費計上対象となります。
- ※4:改造とは、機械装置等に付加価値(機能の向上、耐久性のアップ等)を付けるものをいいます。現状機能の維持をおこなうものは、保守、修理となります。

ただし、完成後1年以内に廃棄する場合は、試作品として取り扱うことも可能です。
 試作品としての判断は以下のチャートを参考にしてください。

試作品YES・NOチャート



- ※1:実際に稼働していなくても、展示品として展示している場合は、使用にあたり、資産となります。また、1年以上倉庫等に休眠状態で保管されている場合も、資産となります。

②ソフトウェアは、上記①にかかわらず、その用途により、計上する費目が異なりますので注意してください。

用途	計上費目
ア. 機器・設備類と一体となって機能するもの	I. 機械装置等費 2. 機械装置等製作・購入費
イ. 単独で動作するもので、自社で製作したものおよび購入したもの。	III. その他経費 1. 消耗品費
ウ. 単独で動作するもので、外注したもの	III. その他経費 3. 外注費
エ. ライセンス期間が定められているもの	III. その他経費 4. 諸経費 (4)借料

③以下の条件のすべてを満たす場合は、ファイナンス・リース契約による機械装置等の調達が可能です。

その場合の助成対象経費額は、助成事業期間内に支払われるリース料額とし、計上費目は機械装置等製作・購入費としてください。

なお、ファイナンス・リース契約の途中打ち切りによる損害金等については、原則、経費対象外(自社負担)とします。

経費計上条件

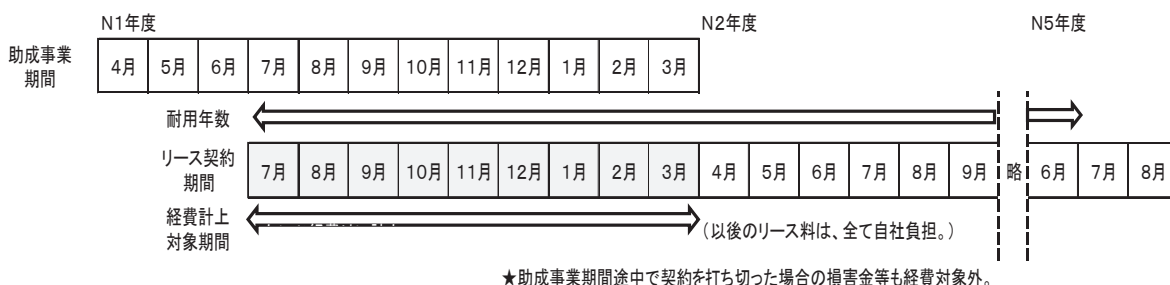
ア. 助成事業期間中のリース料に係るNEDO助成金額が、購入の場合の助成金額より経済的であること。

イ. 当該ファイナンス・リース契約期間が、対象機械装置等の法定耐用年数以上であること。

ウ. 対象機械装置等の調達が、当該助成事業に係る助成金交付決定日以降の新規調達であること。

※既存の機械装置等のリースバックは認められません。

上記条件ア、イは以下の図のような例です。



④取得価額または効用の増加価額が単価50万円以上(税抜)の財産(組み合わせて使用し、総額が50万円以上となる財産も含む)については、「取得財産等管理明細表(様式第14)」を作成し、実績報告書に添付してください。なお、取得財産等管理明細表の取得年月日は「検収日」、耐用年数は別表第六(P.118)の「耐用年数」を記載するとともに、助成事業者は、金額、取得年月日、耐用年数等に関して、事業者の固定資産台帳等との整合を確認してください。

⑤複数の競争的研究費による「共用設備」の購入に関する留意点

2020年4月1日以降に大学および国立研究開発法人等が複数の競争的研究費で共同して利用する設備(以降は、共用設備という)を、合算により購入することを可能とします。なお、主な留意点は以下のとおりです。

ア) 当該NEDO助成事業と相対する競争的研究費が、合算購入を認めている研究費であるか確認してください。

イ) 購入費用の「負担割合」は合理的な考え方、具体的には「契約期間(見込み)による按分」、「使用割

合(見込み)による按分」、「契約数による等分」等から研究の実情に即して助成先が負担割合を決め、当該NEDO助成事業の負担額を「合算購入調書」により算出し、帳票類として保管してください。小数点以下の端数処理は、負担額が大きい競争的研究費に計上することを基本とし、相対する競争的研究費と調整の上、計上してください。なお、共用設備の使用実績のNEDOへの報告は不要とします。

- ウ) 当該NEDO助成事業の負担額を取得価額とし、取得価額が単価50万円以上(消費税抜)の場合は、処分が制限されている財産となります。また、相対する競争的研究費が補助金または助成金の場合は処分制限財産になる等、共用設備の管理等にあつては、相対する競争的研究費にも配慮が必要となります。
- エ) 共用設備に関連する改造費、保守費、光熱水料等を計上する場合は、上記の合理的な負担割合により算出された経費を計上します。なお、相対する競争的研究費が既に終了した場合は、当該助成事業で専有することになるため、全ての経費を計上してください。
- オ) 購入費用の按分により、当該NEDO事業の負担額が10万円未満となる場合であっても、機械装置等製作・購入費に計上します。
- カ) 当該NEDO助成事業の負担額によらず、共用設備の購入に際し1契約が200万円以上(消費税込)の機種または業者を選定して発注する必要がある場合は、「選定理由書」(P. 142)により当該機種を選定した理由や相見積を行わない理由を明確にし、価格の妥当性についても説明してください。また、月別項目別明細表には、契約先名称、法人番号を記載してください。
- キ) 実施計画書の積算(項目別明細表)には、品名に【共用設備】と記入した上で、負担割合を乗じて積算してください。
- ク) 大学および国立研究開発法人等が助成先のほか、委託先または共同研究先の場合であっても合算購入を可能とします。

(5) 保守・改造修理費の留意点

<保守>

NEDO助成金で購入した装置等に限り、自社装置は対象外です。(保守費とは、法定点検、定期点検および日常のメンテナンス等に要した経費をいい、工事を伴わないものをいいます。ソフトウェア保守費等、名目上の保守費は計上不可です。)

<改造>

NEDO助成金で購入した装置等以外の改造において、改造部分(ユニット)の取り外し等が可能で、改造部分が明確にNEDO助成金で購入した装置等以外の装置と区別できる場合は、費用計上が認められます。

<修理>

当該研究開発に必要な、NEDO助成金で購入した装置等以外の装置に係る修理費についても、以下の条件を満たす場合は、費用計上が認められます。

- ア. 経済性を考慮したうえで、修理を行うことが合理的であると判断できること(事業者が付保している保険で修理可能な場合は除く)
- イ. 修理後も当該事業に使用する必要があること
- ウ. 助成事業の実施に伴い生じた故障等(事業者の明らかな過失によるものを除く)の修理であること

ただし、休眠設備の復旧を行う場合は必要性、経済性等の根拠を提示していただきます。また、機能追加は修理ではなく改造と判断される場合があります。

2. 助成先自身で工事等を行う場合

助成先等の自社の工事・営繕・設計部門等において、土木・建築工事、製作設計・加工、保守改造修理を行う場合は、以下の算式により経費を算定してください。

$$\left. \begin{array}{l} \text{(土木・建築工事費)} \\ \text{(製作設計・加工費)} \\ \text{(保守・改造修理費)} \end{array} \right\} = (\text{当該業務に要した時間}) \times (\text{当該部門の部門単価})$$

※工事等を登録研究員が行う場合、作業内容により労務費の計上方法が異なりますので、ご注意ください。

- ・交付申請書に記載されている「設計・加工等の研究開発」を行う場合
労務費単価を使用して、「Ⅱ. 労務費 1. 研究員費」として計上します。
- ・「研究開発要素のない設計・加工等」の作業を行う場合
部門単価を使用して機械装置等費の一部として計上します。

- V
- (1) 当該事業の従事者は、従事日誌(週単位で記載する従事日誌を除く。)を作成してください。ただし、自社の原価計算で使用する工数を管理するシステムで、従事者個別に当該業務分が他の業務と区分されているものがある場合は、それを従事日誌の代わりとできますので、事前にプロジェクト担当部に相談してください。
 - (2) 部門単価は、年度毎に、当該年度最新の確定決算により算出した単価を使用し、当該年度中適用します。ただし、当該年度の原価計算に適用する部門単価が決定されている場合は、その単価を使用することもできます。
 - (3) 部門単価の計算方法が設定されていない場合は、「部門単価計算書」(P. 143)を参考にして、当該年度最新の確定決算により、部門単価を算出してください。

※処分制限取得財産等の目的外使用について(特例)

NEDOでは、処分制限取得財産等を補助目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で、一時的に転用を行う場合、経済産業省通達「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に準じた取扱いを行います。

「補助事業等により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」(経済産業省)
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html

(1) 助成事業の遂行に支障を来さない範囲

- ① 業務時間外や休日等を利用して助成目的たる事業の遂行に支障を来さない範囲で一時的に転用(処分制限財産の所有権の変更を伴わない目的外使用)する場合、または処分制限財産(施設に限る)の一部(施設延べ床面積の概ね10%を超えない範囲。ただし、150平方メートルを上限とする)について付帯設備の設置を行う場合その他当該転用が極めて軽微であると認められる場合。
- ② 助成目的たる事業を遂行するために必要な、処分制限財産の機能の維持、回復または強化を図るための改造を行う場合。
- ③ 助成事業終了後、助成事業等の成果の全部または一部を商品化するために必要な技術開発(試作品をもとに需要者の意見等を踏まえて商品化に向けた改良を行う等、本格的に商業ベースでの生産を行う段階に入る直前までの段階を含む)、または当該助成金等の交付決定の対象となった事業の目的を達成するために必要と認められる関連技術の開発(基礎研究、応用研究、実用化研究等のいかなる段階にあるかを問わない)に使用する場合。

(2) NEDOに対する報告

助成事業の遂行に支障を来さない範囲で処分制限財産を使用する場合は、上記の条件に合致していることについて、NEDOが確認したことを明らかにするため、助成事業者からプロジェクト担当部宛に「資産の使途予定」について文書(メールでも可、捺印不要)を提出してください。

